令和８年３月 17 日

財　　務　　局

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の確認について

公共工事における監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の直接的かつ恒常的な雇用関係については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）の施行に伴い、東京都においても、不良・不適格企業の排除、より適正な履行の確保を図る観点から、監理技術者等の雇用の確認に取り組んできました。

このたび、健康保険被保険者証の有効期限が満了したことを受け、一部変更しましたので、お知らせいたします。

１　直接的かつ恒常的な雇用関係とは

監理技術者等は、工事現場に常駐して専らその職務に従事する者であり、原則として工事希望申し込みの３か月以上前から雇用関係にある者に限ります。

ただし、以下の場合は直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなします。

○　建設企業の合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設企業の変更があった場合には、変更前の建設企業と３か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

○　雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（恒常的な雇用関係にある）ものとみなします。

○　平成２０年国土交通省告示第８５号（以下「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企業集団に属するものに限る。）の出向社員を監理技術者等として配置する場合は、子会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

この場合、監理技術者等が親会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を証する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに親会社と子会社が告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面を提出して下さい。また、当該企業集団に属する親会社又はその子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書を提出してください。

○　令和６年３月 26 日付国不建技第 291 号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記１に基づく企業集団に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなします（ただし、入札の参加希望申込のあった日以前に出向先と３か月以上の雇用関係にあること）。

この場合、監理技術者等が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を称する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに令和６年３月 26 日付国不建技第 291 号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記１（２）３）に示す書類を提出してください。

○　親会社及びその連結子会社が令和６年３月 26 日付国不建技第 291 号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記２に基づく国土交通省土地・建設産業局建設業課長による企業集団確認を受けている場合は、親会社及びその連結子会社の間の出向社員について直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

この場合、監理技術者等が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書類及び出向先の会社との間の雇用関係を証する書面（出向契約書、出向協定書等）並びに出向先の会社と出向元の会社のいずれもが企業集団に属していることを示す国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付した企業集団確認書を提出してください。また、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書を提出してください。

２　対象工事

東京都が発注する公共工事のうち、監理技術者等を配置する必要のある全ての建設工事が対象となります。

３　確認方法

「工事希望票兼監理技術者等調書」を提出いただく際、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認しますので、次の書類の写しを併せて提出願います。

○　監理技術者の場合　　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

○　主任技術者の場合　　①　住民税特別徴収税額通知書

②　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書　等

４　適用日

令和８年４月１日以降に公告等を行う案件から適用

【問合せ先】
財務局経理部契約調整担当
直通　03-5388-2607

参考1

国 総 建 第 ３ １ ９ 号
平成２０年３月１０日

各地方整備局等建設業担当部長　あて
各 都 道 府 県 建 設 業 主 管 部 局 長　あ て

国土交通省総合政策局建設業課長

持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年１月３１日国土交通省令第３号）が制定されるとともに、平成２０年１月３１日付け国土交通省告示第８５号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成２０年１月３１日付国総建発第２６９号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成２０年４月１日より適用する。

なお、平成１４年３月２９日付け国総建第７８号をもって通知した「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」は平成２０年３月３１日限り廃止する。

記

１．企業集団の認定について

(1)　企業集団に属する会社には、建設業者である子会社が全て含まれるものでなければならない。なお、企業集団に属する会社の変更は、株式の取得又は売却による子会社の範囲の変動によるもの等相当の理由がある場合に限る。

(2)　同一の会社が複数の企業集団に属することは認められない。

(3)　企業集団の認定は、新たに企業集団に属する会社がある場合など企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合でなければならない。

(4)　親会社は、主として企業集団全体の基本的な経営管理等のみを行うものであること。

(5)　企業集団に属する会社が、新たに認定を受けようとする場合にあっては、当該認定に係る経営事項審査の審査基準日における企業集団の技術職員数及び公認会計士等数が企業結合前のそれぞれの数を超えないこと。認定の更新を受けようとする場合にあっては、当該更新に係る経営事項審査の直前の審査基準日における親会社の技術職員数及び公認会計士等数が更新前のそれぞれの数を超えないこと。

２．企業集団に属する建設業者についての数値の認定について

(1)　審査基準日

原則として、企業結合の日とする。ただし、合併、営業譲渡又は分割を伴う場合については、合併時経審（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化

等について」（平成20年３月10日国総建第 309 号）における合併時経審をいう。以下同じ。）その他の経営事項審査の取扱いに併せて持株会社化経審を受けることができる。

（２） 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

項目	算定方法
Z（技術職員数）	親会社に在籍する技術職員数を各子会社に按分し、算定する。
W（公認会計士等数）	親会社に在籍する公認会計士等数を各子会社に按分し、算定する。

３．認定の申請手続き

（１） 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定（以下「認定」という。）の申請は、別紙１の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書」（以下「申請書」という。）を提出してしなければならない。

（２） 申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属する全ての会社が承認したものでなければならない。

（３） 認定の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。

（４） 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して別紙２の例により「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「認定書」という。）を交付する。

（５） 一の企業集団に属する複数の者が、それぞれ認定を申請する場合は、同日に申請しなければならない。

４．許可行政庁に対する総合評定値請求等について

（１） 認定を受けた各子会社は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、経営事項審査申請書に認定書の写しを添えて、申請する。

（２） 国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事は、持株会社化経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「持株会社化経審」と明記する。また、合併、営業譲渡又は分割を伴う持株会社化の場合は、「持株会社化経審」の前に「合併時経審」等と明記する。

（３） 企業集団に属する会社の商号等は公表する。

別紙１

平成○○年○○月○○日

国土交通大臣　殿

企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書

所在
商号　　印
代表者

平成２０年国土交通省告示第８５号附則六の規定に基づき、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定を申請します。

記

１．企業集団に属する会社

商号	所在	許可番号	備考
A社			親会社
B社		00-00000	
C社		00-00000	

２．企業集団に属する建設業者についての経営事項審査の項目の数値

(1)　親会社の職員の内訳

①　技術職員数

１級監理受講者の数　○○人
１級技術者の数　○○人
基幹技能者の数　○○人
２級技術者の数　○○人
その他技術職員の数　○○人

②　公認会計士等数

公認会計士等の数　○○人
２級建設業経理事務士の数　○○人

(2)　親会社の職員の子会社への按分の内訳

①　Ｂ社

・技術職員数

○○工事

１級監理受講者の数　○○人
１級技術者の数　○○人
基幹技能者の数　○○人
２級技術者の数　○○人
その他技術職員の数　○○人

○○工事

１級監理受講者の数	○○人
１級技術者の数	○○人
基幹技能者の数	○○人
２級技術者の数	○○人
その他技術職員の数	○○人

・公認会計士等数

公認会計士等の数	○○人
２級建設業経理事務士の数	○○人

②Ｃ社

・技術職員数

○○工事

１級監理受講者の数	○○人
１級技術者の数	○○人
基幹技能者の数	○○人
２級技術者の数	○○人
その他技術職員の数	○○人

○○工事

１級監理受講者の数	○○人
１級技術者の数	○○人
基幹技能者の数	○○人
２級技術者の数	○○人
その他技術職員の数	○○人

・公認会計士等数

公認会計士等の数	○○人
２級建設業経理事務士の数	○○人

以　　上

以上の申請内容を承認します。

平成○○年○○月○○日

所在
商号　　印
代表者

所在
商号　　印
代表者

別紙２

平成○○年○○月○○日

商号
代表者　　様

企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

国土交通大臣　○○　○○

平成２０年国土交通省告示第８５号附則六の規定に基づき、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値の認定をする。

記

１．企業集団に属する会社

商号	所在	許可番号	備考
A社			親会社
B社		00-00000	
C社		00-00000	

２．企業集団に属する建設業者についての経営事項審査の項目の数値

①　Ｂ社

・技術職員数

○○工事

１級監理受講者の数	○○人
１級技術者の数	○○人
基幹技能者の数	○○人
２級技術者の数	○○人
その他技術職員の数	○○人

○○工事

１級監理受講者の数	○○人
１級技術者の数	○○人
基幹技能者の数	○○人
２級技術者の数	○○人
その他技術職員の数	○○人

・公認会計士等数

公認会計士等の数	○○人
２級建設業経理事務士の数	○○人

②Ｃ社

・技術職員数

〇〇工事

１級監理受講者の数	〇〇人
１級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
２級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

〇〇工事

１級監理受講者の数	〇〇人
１級技術者の数	〇〇人
基幹技能者の数	〇〇人
２級技術者の数	〇〇人
その他技術職員の数	〇〇人

・公認会計士等数

公認会計士等の数	〇〇人
２級建設業経理事務士の数	〇〇人

以　　上

参考２

国 不 建 技 第 291 号
令 和 ６ 年 ３ 月 26 日

地方整備局等建設業担当部長　殿
都道府県主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長

企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。

一方で、これまで「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第１１９号、以下「旧通知」という。）により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところである。

今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを下記１．のとおり定めたので通知する。なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社とその連結子会社の間の出向社員に関して一定の要件を設定していることを踏まえ、旧通知における取り扱いについても、下記２．に定めるとおり一部改正し継続するものとする。

本通知は令和6年4月1日より適用し、旧通知は廃止する。

記

１．企業集団内の出向社員を監理技術者等として配置する場合（3ヶ月後等配置可能型）

（１）直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」とい

う。）及び会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第2条第3項第22号に規定する連結子会社（以下「連結子会社」という。）からなる企業集団（一の親会社である場合に限る、以下「企業集団」という。）(注)に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

ただし、国、地方公共団体及び公共法人等※1 が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）における元請の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日等※2以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。また、公共工事以外の工事における元請の監理技術者等及び全ての工事における下請の主任技術者に、企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、所属建設業者から入札の申込のあった日等※2以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

※1：公益法人等：法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

※2：指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日、公共工事以外の工事で入札等を行わない場合には見積書の提出のあった日

注：親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象。2. において同じ。

（2）配置可能であることの確認

企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。（様式１－１参照）また、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法 40 条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存しておくこととする。

1）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類

2）出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）

3）一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

① 有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合：
有価証券報告書（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分抜粋）

② ①で確認ができない場合：以下すべて
・事業報告書又は連結計算書類（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋）
・会計監査人による監査報告書（会計監査人が明示されている部分の抜粋）

③ ①及び②で確認ができない場合：以下すべて
・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類（親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋）
・連結子会社一覧（様式１－２参照）

④ ①～③で確認ができない場合：
①～③の書類と同程度に客観性が確保されると判断される書類

２．親会社及びその連結子会社の間の出向社員を監理技術者等として配置する場合（即時配置可能型）

（１）直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

企業集団に属する親会社とその連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の建設業者が当該出向社員を監理技術者等として配置する建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社がその下請負人（当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。）となる場合は、この限りでない。

なお、次の１）から６）までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による確認（以下「企業集団確認」という。）を受けなければならないものとする。

１）一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。
２）親会社及び連結子会社が建設業者であること。
３）２）の連結子会社がすべて１）の企業集団に含まれる者であること。
４）親会社又はその連結子会社（その連結子会社が２以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

５）親会社又はその連結子会社が、既に本通知２．（旧通知含む）による取扱いの対象となっていないこと。

（２）配置可能であることの確認

親会社及びその連結子会社の間の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。

１）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
２）出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）
３）企業集団確認書
４）施工体制台帳等（出向社員を監理技術者等として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認する。）

（３）企業集団確認書の申請

企業集団確認の申請手続きを行う者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

１）企業集団確認の申請は、様式２－１の例による「企業集団確認申請書（以下「申請書」という。）」に次に掲げる書類を添付して、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に提出しなければならない。

イ　次に掲げるいずれかの書類

（イ）　親会社が有価証券報告書提出会社である場合は、申請時の親会社、連結子会社、非連結子会社の体制（以下「会社体制」という。）における①の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①及び②の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①有価証券報告書
②①作成時から変更となった会社体制がわかる資料（当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、有価証券報告書の監査人の確認を受けた書類等）

（ロ）親会社が有価証券報告書提出会社以外である場合は、申請時の会社体制における①及び②の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①、②及び③の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①及び②を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①会計監査人の監査を受けた、会社法第435条第2項に規定する事業報告

②会計監査人の監査を受けた、会社法第444条第1項に規定する連結計算書類等で事業報告時点のもの

③①作成時から変更となった会社体制がわかる資料（当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、会計監査人の確認を受けた書類等）

ロ　親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し

2）1）の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。

3）1）の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。

4）企業集団確認の手続きは、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において行う。

5）国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、当該申請者に対して、様式2－2の例による企業集団確認書を交付する。

6）当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から3年とする。なお、旧通知に基づき交付されている確認書のうち、有効期限が令和6年4月1日以降となっているものについては、交付済みの確認書に記載の有効期限に2年を加えた日までを有効期限とする。

7）当該企業集団確認書の有効期間内に記載内容の変更がある場合は、親会社は国土交通省不動産・建設経済局建設業課に速やかに変更内容を報告することとする。なお、変更後の内容では企業集団確認の要件を満たしていない場合は、変更があった時点で当該企業集団確認書は無効とする。

3．その他

（1）企業集団確認書を取得している企業集団であっても、1．を適用することは可能である。

（2）本通知にかかる書類は、電磁的方法によって作成・保存することができるものとする。

以　上

（様式１－１）
令和〇年〇月〇日

出向社員に関する証明について

所　在
商　号
代表者
担当者氏名：
連絡先：xxx-xxxx-xxxx

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐に配置を予定している出向社員について、令和6年3月26日付け国不建技第 291 号1．（2）（3ヶ月後等配置可能型の要件）に適合していることを下記の証明書類にて証明いたします。

記

配置予定技術者名　〇〇〇〇

（1）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係の確認

確認書類
□健康保険被保険者証　　□その他（〇〇）

（2）出向であることの確認

出向先で3ヵ月間以上雇用※1	出向開始日	確認書類
□3ヵ月以上	令和〇年〇月〇日	□出向契約書　□その他（〇〇）

※1 「公共工事の元請の場合の親子間」及び「連結子会社間」の出向は、入札日から3ヵ月以上出向先に雇用されていることを確認

（3）出向元および出向先の会社が一の親会社とその連結子会社からなる企業集団に属していることの確認

① 親会社

商号／所在	出向元／先	確認書類※2
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書　□事業報告書 □連結計算書類　　□その他(〇〇)

※2 親会社が記載されている頁を抜粋

② 連結子会社（出向社員に関係する会社のみ記載）

商号／所在	出向元／先	確認書類※3
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書（監査報告書を併せて添付）※4、※5 □連結計算書類（監査報告書を併せて添付）※4 □その他（連結子会社一覧※6 ）
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書（監査報告書を併せて添付）※4、※5 □連結計算書類（監査報告書を併せて添付）※4 □その他(連結子会社一覧※6)

※3 当該連結子会社が確認できる頁を抜粋（有価証券報告書：「関係会社の状況」欄等、事業報告書：「重要な子会社及び関連会社の状況」欄等、連結計算書類：連結注記表等）
※4 事業報告書又は連結計算書類の場合は、会計監査人の監査報告書（監査人が分かる頁）を併せて添付
※5 当該連結子会社が親会社の連結であることが確認出来る場合は連結子会社の事業報告書でも可
※6 有価証券報告書等で当該連結子会社が省略されている場合は、連結子会社一覧にて証明（様式１－2参照）も可

※内容が網羅されていれば様式は本様式以外であっても可

（様式１－２）
令和〇年〇月〇日

連結子会社一覧

所　在
商　号
代表者

「出向社員に関する証明について」にかかる確認書類（有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等）において、出向元または出向先の会社が省略されているため、連結子会社一覧を下記のとおり証明いたします。

記

No.	会社名	所在
1	国交建設	東京都千代田区霞が関２－１－３

（会計監査人氏名及び連絡先）
会計監査人氏名：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

※確認書類（有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等）において連結子会社が一部省略されており、出向元または出向先の会社が記載されていない場合のみ作成。

※内容が網羅されていれば様式は本様式以外であっても可

（様式 2－1）
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認申請書

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長　殿

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合していることについての確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

（1）企業集団を構成する会社
①親会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
A 社		00-00000	受

②連結子会社のうち、建設業許可を取得している全ての会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

（2）非連結子会社のうち建設業許可を取得している全ての会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

※（1）の企業集団に属する各社の承認が必要

（様式２－２）
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商　号
代表者

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長
（　公　印　省　略　）

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合することの確認をしたので確認書を交付する。この確認書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。なお、記載内容の変更がある場合は、速やかに報告することとし、当該要件に該当しない変更があった場合は無効とする。

記

（1）企業集団を構成する会社

①親会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ａ 社		00-00000	受

②連結子会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ｂ 社		00-00000	未受
Ｃ 社		00-00000	未受

（2）非連結子会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ｄ 社		00-00000	受
Ｅ 社		00-00000	未受

※（1）の会社において、在籍出向したものを工事の監理技術者等として配置した場合は、（1）及び（2）に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以　上